

# 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成25年5月2日  
秋田ふるさと農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

## 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

### 金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成22年2月1日に公表しております。

## 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部融資管理課を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各総合支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店・出張所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部融資管理課へ報告することとしております。
- (4) 各支店・出張所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

### 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融共済部融資管理課に設置しているほか、各支店・出張所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融共済部融資管理課に受付窓口を設置しております。また、各支店・出張所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融共済部融資管理課に連絡をし、金融共済部融資管理課と各支店・出張所が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

#### 【 お客様のためのご相談窓口 】

店 舗 名	所 在 地	相 談 窓 口	電 話 番 号
本 店	横手市駅前町 6-22	金融共済部 融資管理課	0182-35-2664
金 沢 総 合 支 店	横手市金沢本町字本町 26	金融共済課	0182-37-2122
横 手 総 合 支 店	横手市八幡字八幡 50	金融共済課	0182-32-1331
山 内 支 店	横手市山内土淵字二瀬 8-6	金融共済課	0182-53-2121
平鹿病院出張所	横手市前郷字八ツ口 3-1	金融共済課	0182-36-1417
平 鹿 総 合 支 店	横手市平鹿町浅舞字中東 160	金融共済課	0182-24-2331
雄物川総合支店	横手市雄物川町沼館字小谷地 62-1	金融共済課	0182-22-3240
大 雄 総 合 支 店	横手市大雄字狐塚 271-5	金融共済課	0182-52-2511
大 森 総 合 支 店	横手市大森町字大中島 380-2	金融共済課	0182-26-2059
十 文 字 総 合 支 店	横手市十文字町字海道下 55-2	金融共済課	0182-42-1011
増 田 総 合 支 店	横手市増田町増田字上関ノ口 115	金融共済課	0182-45-2030

(ご相談受付時間：平日 午前8時30分～午後5時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、金融共済部 融資管理課にてお受けいたします。

・ 苦情相談窓口 TEL 0182-35-2664

**第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要**

- (1) 金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または、再生のための助言を行うなど、お客様への支援について真摯に取り組めます。
- (2) 特に農業者のお客様に関しては、当組合の営農経済部門と連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) 経営相談、経営改善・再生の為の支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修・指導を行っております。

**第5 法第4条に基づく措置の実施状況**  
別表1のとおり

**第6 法第5条に基づく措置の実施状況**  
別表2のとおり

法第4条および第5条に基づく措置の実施状況

別表1

法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末		平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	7	18	16	75	16	75	22	89	22	89	26	100	41	187	44	194	48	223	48	223	50	241	50	241	65	268	74	301
うち、実行に係る貸付債権	0	0	16	75	16	75	22	89	22	89	26	100	27	112	44	194	46	205	48	223	50	241	50	241	64	265	73	299
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	7	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	75	0	0	2	17	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※当組合は平成24年4月1日よりおものがわ農業協同組合と合併しており、件数および金額については全て合算した計数で表示しております。

法第5条に基づく措置の実施状況

別表2

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末		平成23年 12月末		平成24年 3月末		平成24年 6月末		平成24年 9月末		平成24年 12月末		平成25年 3月末			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	2	18	2	18	4	43	6	73	8	84	8	84	8	84	8	84	8	84	8	84	8	84	8	84	8	84	11	92	13	109
うち、実行に係る貸付債権	1	13	2	18	3	31	5	58	6	61	7	69	7	69	7	69	7	69	7	69	7	69	7	69	7	69	10	77	11	89
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち、審査中の貸付債権	1	5	0	0	1	11	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15		

※当組合は平成24年4月1日よりおものがわ農業協同組合と合併しており、件数および金額については全て合算した計数で表示しております。

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。